

75歳以上で 年収約153万円から 年収約211万円※の方へ

＜後期高齢者医療の保険料＞

「所得割」部分を軽減する

「特例措置」を見直します

※これは収入が年金収入のみの場合であり、実際は得ている所得の種類によって異なります

今回の見直しは、これまで一部の方
のみに適用されていた「特例の軽減
措置」に関するものです。

この見直しによって、一定の所得の
ある方々に制度本来の保険料をご負
担いただくことで、持続可能な医療
制度とすることを目的としています。
皆様のご理解をお願いいたします。

見直しの詳細と、
よくいただく
ご質問・回答を、
次ページ以降に
掲載しています。



厚生労働省

保険料に関する詳しいお問い合わせは、
お住まいの都道府県の「後期高齢者医療広域連合」
または、市町村の「後期高齢者担当窓口」まで

見直しのポイント

- 見直しの対象は、保険料の所得割に「特例の軽減措置」が適用されている、年収約153万円～約211万円の方々です。
- 段階的に見直しを行います（≒ 2年かけて少しずつ変更します）
- 年金からのお支払い額に影響があるのは10月からです。
（≒ 「よくいただくご質問」のQ3をご参照ください）

見直しの内容

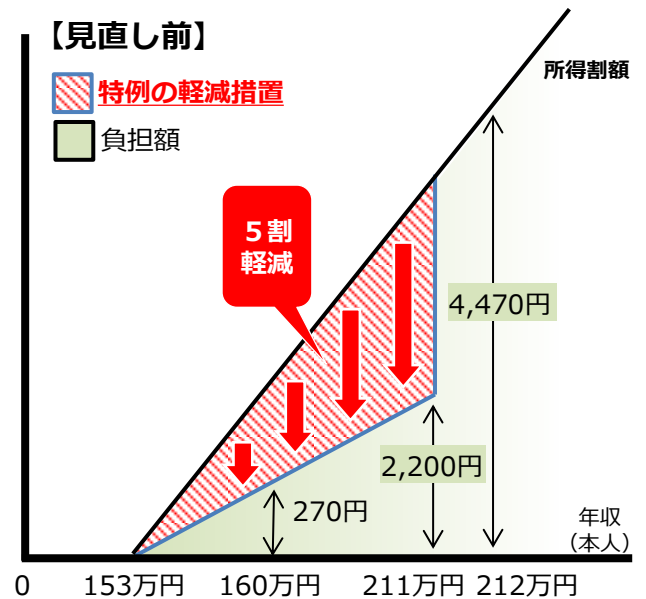
本人の年収約153万円～約211万円※
の方には、右図の「特例の軽減措置」が適用されて
いました。

※賦課のもととなる所得が58万円以下

軽減割合が段階的に変わります

見直し前	29年度	30年度
5割軽減	2割軽減	軽減なし※

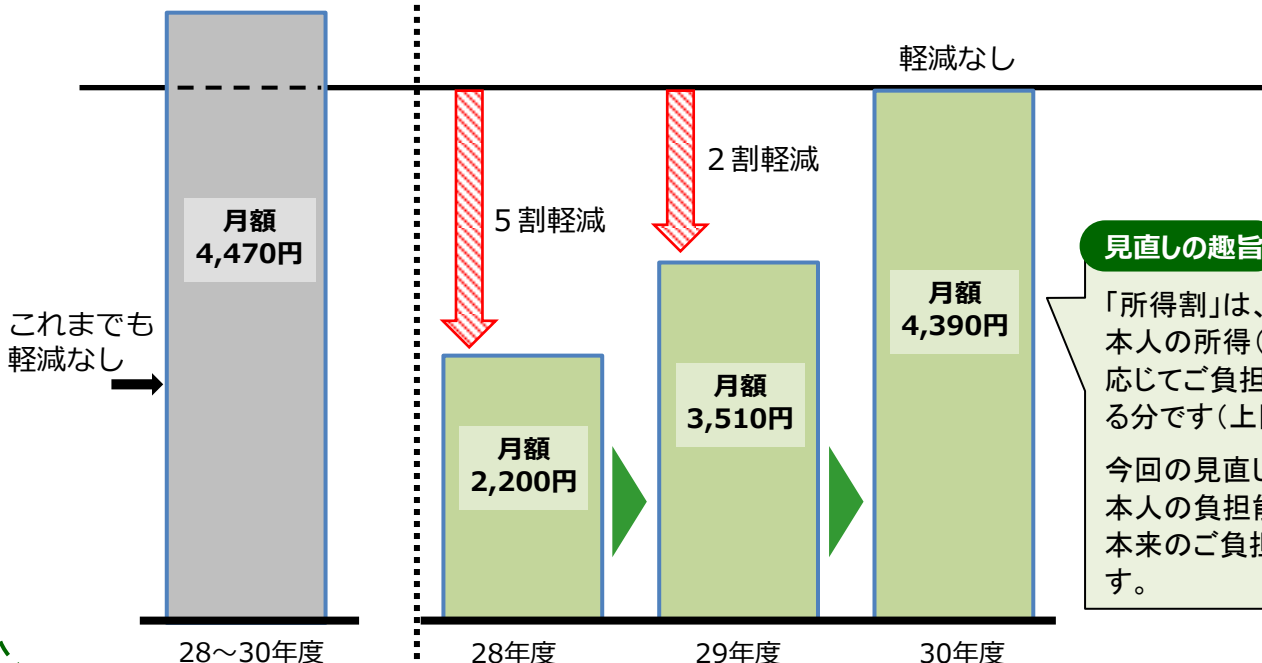
※「均等割」の軽減割合は変わりません



例

年収約212万円の方

年収約211万円の方



見直しの趣旨

「所得割」は、保険料のうち、本人の所得（負担能力）に応じてご負担いただいている分です（上図参照）。
今回の見直しで、段階的に、本人の負担能力に応じた本来のご負担をお願いします。

注1 ここで示した保険料額は全国平均の平成28年度・29年度保険料率に基づき、仮定を置いて算出した月額です。実際の保険料は都道府県により異なります。

注2 ここで示した年収は、すべて年金収入であるとして計算しています。

よくいただくご質問

Q1 なぜ、保険料軽減の「特例措置」を見直すのですか？

見直しの趣旨

- 後期高齢者医療制度では、住民税を払わないでよい所得の低い方々（住民税非課税世帯等）などを対象に、例えば保険料の「均等割」部分を7割軽減するといった制度本来の軽減措置が設けられています。
- 今回見直しを行う「特例措置」は、こうした本来の軽減措置に、さらに上乗せをして軽減を行っているものです。これは、平成20年度に制度が発足した際、保険料負担の急激な上昇を抑えるために設けられたものです。
- 制度発足からすでに10年近く経過し、この「特例措置」に要する国費負担も累計で約7,200億円となっていることから、一定の所得のある方々については、この特例措置を見直し、2～3年かけて、段階的に本来の軽減措置の水準に戻すこととしました。
- これにより、高齢者の方々の保険料だけでなく、若年層の方々からの保険料や税金によって支えられている後期高齢者医療制度を、将来にわたって持続可能なものにしていきます。

Q2 どのように「特例措置」を見直すのですか？

見直しの内容

- 世帯の所得が低い方に対して「均等割」を9割・8.5割軽減する特例については、今回見直しの対象とせず、据え置きとしました。
- 本人の年収約153万円から約211万円まで（賦課のもととなる所得が58万円以下）の方に対して「所得割」部分を5割軽減する特例については、制度を将来にわたって持続可能なものにしていくため、2年かけて無くしていきます。
これにより、これまでも軽減のなかった年収約211万円を超える方と同じく、負担能力に応じた本来のご負担をお願いすることになります。
- 元被扶養者（①75歳になる前日や②一定の障害があり後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に被用者保険の被扶養者であった方）に対して、世帯の負担能力にかかわらず、かつ期限の定めなく「均等割」部分を9割軽減する特例については、3年かけて世帯の負担能力に応じてご負担いただく制度本来の水準に戻していきます。
これにより、被扶養者でなかった方（自営業者など）と同じく、世帯の負担能力に応じた本来のご負担をお願いすることになります（ただし、世帯の所得が低い方は引き続き軽減措置を受けられるほか、これまで元被扶養者の方には賦課されていない「所得割」については、今後も当面賦課しないこととします。）

Q 3-1 保険料が上がると通知が来たのですが、8月までの徴収額（年金からの納付額）は変わりませんでした。いつから額が上がるのですか。

Q 3-2 10月から保険料の徴収額が上がり、年金の振込額が減ってしまいました。なんとかありませんか。

保険料の徴収

- 保険料については、被保険者の皆様にお支払いの手間をおかけしないよう、**原則として年金からご納付いただくこととされています（「特別徴収」といいます）**。この特別徴収の場合、納付額は10月から上がります。
- 特別徴収では、**4月・6月・8月は前年度2月と同額をお支払いいただき（「仮徴収」）、10月・12月・2月は残りの保険料額を分割してお支払いいただく（「本徴収」）**ことになっています。このため、8月までと10月からで年金からお支払いいただく額が異なることとなります。
- 保険料のお支払い方法については、**所定の手続きを行えば特別徴収から毎月の普通徴収（口座振替等）に変更することが可能**であり、その場合は一度にお支払いいただく額がより平準化される可能性があります。※下の〈参考〉参照。
変更には少々お時間を頂戴することになりますが、ご希望があればお住まいの市町村にご相談ください。
- 毎回お支払いいただく額の詳細については、お手元の「保険料納入通知書」等をご確認いただくか、お住まいの都道府県の広域連合や市町村窓口にお尋ねください。

<参考>

徴収額のイメージ（年金収入約211万円、単身、額は平成28・29年全国平均保険料に基づき算出）

① 特別徴収（年6回年金からのお支払い）の場合

H29年 2月	4月	6月	8月	10月	12月	H30年 2月	H30年 4月
10,400円	10,400円	10,400円	10,400円	15,810円	15,700円	15,700円	15,700円

前年度2月分と同額（「仮徴収」）
年額の保険料の残額を3等分（「本徴収」）

② 普通徴収（例：年9回の口座振替等で徴収）の場合

H29年 3月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H30年 1月	2月	3月
6,900円	8,810円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円